

議案第92号 小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に対応するため、自己情報の開示又は訂正等の請求に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である小松島市個人情報保護審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととする等、所要の改正を行うもの。

小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(<u>不服申立て</u>があった場合の措置)</p> <p>第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定について、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の規定による<u>不服申立て</u>があった場合は、当該<u>不服申立て</u>に係る<u>処分庁又は審査庁</u>は、当該<u>不服申立て</u>を認容するとき(当該開示決定について開示請求者以外のものから反対意見書が提出されているとき</p> <hr/> <p>を除外する。)又は当該<u>不服申立て</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした<u>処分庁又は審査庁</u>は、次に掲げる</p>	<p>(<u>審査請求</u>があった場合の措置)</p> <p>第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為について、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>の規定による<u>審査請求</u>があった場合は、当該<u>審査請求</u>に係る<u>審査庁</u>は、当該<u>審査請求の全部</u>を認容するとき(<u>第18条第7項</u>に定める<u>反対意見書</u>が提出されている場合及び当該<u>審査請求の全部</u>を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)又は当該<u>審査請求</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした<u>審査庁</u>は、次に掲げるものに対</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p>ものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。</p>	<p>し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る非開示決定を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。</p> <p>5 <u>審査庁</u>は、<u>第1項の審査請求</u>がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
--	--	---